

～ 令和 9 年度 ～
【培良中学校】学校選択による入学等に関する募集要項

1 学校選択による入学等とは

小規模校という利点を生かし、培良中学校における特色ある取組に魅力を感じる子どもたちが、必要な手続を行うことで市内の他の市立中学校区から培良中学校に入（転）学できる制度です。

令和9年度においても、培良中学校で学ぶ子どもたちの教育環境がよりよいものとなるよう、特色ある取組を引き続き実施していく予定です。

◎すでに培良中学校区にお住まいの方については、手続きは不要です。

2 募集内容

(1) 対象となる生徒

- ・ 田辺中学校若しくは大住中学校に入学予定の生徒（新1年生）
- ・ 令和9年4月1日時点で、田辺中学校区又は大住中学校区に転入予定であり（※）、かつ、田辺中学校又は大住中学校に入（転）学することとなる生徒
- ・ その他教育委員会が認めた生徒

※転入予定の場合は、以下の書類が必要となります。

- ・ 本市に住民票をおく親族等の居宅に転入を予定している場合
（必要書類）『転入予定申立書』対象児童の世帯主（保護者）作成、転入先世帯主の承諾が必要
- ・ 住宅購入等により、転入を予定している場合
（必要書類）住宅の売買契約書の写し・賃貸契約書の写しなど、転入予定先住所と転入予定日を確認できる書類

(2) 募集定数

当面の間、募集定数は設けません。

(3) 入学等にあたりお約束いただくこと（就学要件）

- ・ 培良中学校の教育活動等に賛同し、協力すること
- ・ 通学が保護者の責任と負担において安全に行われること
- ・ 特別な事情がない限り、卒業までの間就学すること

(4) 培良中学校における特色ある取組（令和5年度から順次実施しています。）

- ・小規模によるきめ細やかな指導
- ・体験を通した協働的な活動
- ・専門家によるきめ細やかな教育推進
- ・外国語教育及び国際交流の推進
- ・未来につなぐ理系教育の充実
- ・新たな部活動の創設に向けた取組
- ・外部主体との連携や外部講師の活用 など

◎詳細は学校又は市教育委員会ホームページをご覧ください。

3 手続について

市学校教育課若しくは各小学校に配架又は市教育委員会ホームページに掲載している入学等希望調書に必要事項と培良中学校までの通学経路を記入のうえ、京田辺市教育委員会事務局学校教育課へご提出ください。

○提出期間：令和8年10月9日（金）～11月13日（金）

4 就学通知について

令和8年12月中頃に「就学通知書」を送付します。

就学通知後は、原則、学校を変更できませんのでご注意ください。

私立学校入学や転出により、培良中学校に通学しないことがわかった場合は速やかに、京田辺市教育委員会にご連絡ください。

5 通学費補助制度について

学校選択による入学等の手続を行い、公共交通機関等を利用して培良中学校へ通学する場合は、市から通学費の補助を行っています。

※補助制度を利用するには、年度当初に培良中学校を通じて必要書類を提出し認定を受けていただく必要があります。

【提出先及び問い合わせ先】

京田辺市教育委員会学校教育課（市役所3階⑭窓口）

〒610-0393 京田辺市田辺80番地 電話 0774-64-1392（直通）